官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務四五）　二
○自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通五九）　三
〔法規的告示〕
○災害対応車両等登録規程（内閣府九二）　五
○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（総務一五二）　六
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同一五三）　三
○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一五四）　三
○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同一五五）　二七
○工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件（同一五六）　三
○外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同一五七）　三
○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件（財務一二二）　三三
○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（同一二三）　四三
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働一五一）　四三
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同一五二）　四三
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同一五三）　四四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同一五四）　四四
○対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示（国土交通三四七）　四五
〔その他告示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁五）　四五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務一〇）　五三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同一一）　五四
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務一五八）　五五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一二四）　五七
○協同農業普及事業の運営に関する指針を定める件（農林水産六七四）　六一
○屋久島空港の施設の変更を許可した件（国土交通三四八）　六四
○自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する件（同三四九）　六五
〔叙位・叙勲〕　六六
〔褒　賞〕　九二
〔官庁報告〕
官庁事項
果樹農業の振興を図るための基本方針の公表について（農林水産省）　九三
花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針の公表について（同）　一〇三
茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針の公表について（同）　一〇五
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一〇八
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和六年度令和七年二月分）（財務省）　一二〇